

2021年1月13日

お取引先様各位

株式会社 ADK ホールディングス

緊急事態宣言対象地域拡大に伴う弊社グループの対応について

政府からの緊急事態宣言対象地域の拡大に伴い、ADKグループにおいては2021年1月14日（木）より緊急事態宣言が解除される2月7日（日）まで、『緊急事態宣言対象地域において、自社オフィスへの出勤率につき30%以下にコントロール』する対応といたします。

当該期間中、緊急事態宣言対象地域に勤務する社員は、原則として自社オフィスへの出勤につき30%以下に、対象外の地域においては50%以下の出勤率を目安にコントロールする対応とします。また、現場やお取引先様への外出業務は、感染予防を徹底したうえで対応いたします。これに伴い、各種業務の実施方法や時期等について別途担当者よりご相談申し上げる場合がございます。その際は、お取引先の皆様におかれましても可能な限りご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

<緊急事態宣言期間中の業務対応について>

1. 可能な限りリモートワークで業務を行いますが、オフィス出勤を伴う場合は『緊急事態宣言対象地域における自社オフィスへの出勤率は30%以下』『対象外の地域は50%程度以下』を目安にコントロールしながら、出勤とリモートワークを併用して業務対応いたします。
2. 各種業務対応について、実施方法や時期等のご相談をお願いする場合がございます。
3. 予定済みの会食について、日程変更や中止等のご相談をさせていただく場合がございます。
4. 実施期間は緊急事態宣言の解除（2021年2月7日）までといたしますが、社会情勢等を踏まえて実施期間や内容等を変更する場合がございます。
5. 原則としてグループ全社にて同様の対応となりますが、一部グループ会社あるいは支社等では、個別の対応をご相談させていただく場合がございます。

社員ならびにお取引先の皆様の健康・安全を最優先に、弊社グループ社員は感染拡大防止に向けた対応を徹底したうえで、可能な限り業務を継続してまいります。お取引先の皆様にご不便をおかけすることがあるかと存じますが、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上